

四半期報告書

(第91期第1四半期)

自 平成25年4月1日

至 平成25年6月30日

株式会社 **タムラ製作所**

(E01786)

目 次

	頁
表 紙	1
第一部 企業情報	
第1 企業の概況	
1 主要な経営指標等の推移	2
2 事業の内容	2
第2 事業の状況	
1 事業等のリスク	3
2 経営上の重要な契約等	3
3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	3
第3 提出会社の状況	
1 株式等の状況	
(1) 株式の総数等	7
(2) 新株予約権等の状況	7
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	7
(4) ライツプランの内容	7
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	7
(6) 大株主の状況	7
(7) 議決権の状況	8
2 役員の状況	8
第4 経理の状況	9
1 四半期連結財務諸表	
(1) 四半期連結貸借対照表	10
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	12
四半期連結損益計算書	12
四半期連結包括利益計算書	13
2 その他	17
第二部 提出会社の保証会社等の情報	18
四半期レビュー報告書	19

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年8月9日
【四半期会計期間】	第91期第1四半期（自平成25年4月1日至平成25年6月30日）
【会社名】	株式会社 タムラ製作所
【英訳名】	TAMURA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田村 直樹
【本店の所在の場所】	東京都練馬区東大泉一丁目19番43号
【電話番号】	東京(03)3978-2031
【事務連絡者氏名】	理事 経営管理本部長 飯田 博幸
【最寄りの連絡場所】	東京都練馬区東大泉一丁目19番43号
【電話番号】	東京(03)3978-2031
【事務連絡者氏名】	理事 経営管理本部長 飯田 博幸
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第90期 第1四半期 連結累計期間	第91期 第1四半期 連結累計期間	第90期
会計期間	自平成24年4月1日 至平成24年6月30日	自平成25年4月1日 至平成25年6月30日	自平成24年4月1日 至平成25年3月31日
売上高（百万円）	16,682	17,536	68,913
経常利益又は経常損失（△） （百万円）	△314	501	470
四半期純利益又は四半期（当期）純 損失（△）（百万円）	△448	321	△767
四半期包括利益又は包括利益 （百万円）	461	1,563	840
純資産額（百万円）	27,992	29,814	28,135
総資産額（百万円）	66,913	68,719	66,658
1株当たり四半期純利益金額又は1 株当たり四半期（当期）純損失金額 （△）（円）	△5.47	3.92	△9.35
潜在株式調整後1株当たり四半期 （当期）純利益金額（円）	—	3.90	—
自己資本比率（％）	41.71	43.16	42.08

（注）1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第90期第1四半期連結累計期間及び第90期の潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期（当期）純損失金額であるため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間の世界経済は、米国が緩やかな景気回復基調にあったものの、先進主要国の景気回復は遅れ、中国をはじめ新興国もその影響を受けて成長に陰りが見えるようになりました。一方、日本経済は、新政権における経済対策を背景に、円安が進み株価が上昇すると共に、景気回復への期待が高まっています。当社グループに関わるエレクトロニクス市場では、成長が期待されるスマートフォンやタブレットPC関連、自動車関連でも一部で生産調整の動きがあり、全体としては不透明な市場環境が継続いたしました。

このような環境下、当社グループでは、昨年度は伸び悩んだ電子部品関連事業の家電住宅分野において、米国や日本など回復基調にある市場のニーズを取り込んで家庭用電動工具関連が伸長したほか、太陽光発電などのエネルギー関連分野も堅調に推移いたしました。エコカー関連では一部得意先で生産調整局面がありましたが、顧客開拓により堅調な売上を確保いたしました。スマートフォン関連も生産調整基調が続きましたが、現在は調整が終わり回復期に向かっております。また、当第1四半期は為替が円安傾向で進行し、銅・銀などの原材料の相場が落ち着いて推移したことは、利益面での改善につながりました。

その結果、当社グループの当第1四半期連結累計期間の状況といたしまして、売上高は175億3千6百万円（前年同四半期比5.1%増）、営業利益は2億3千3百万円（前年同四半期は2億4千7百万円の営業損失）と、いずれも前年同四半期に対して大幅に改善いたしました。また、経常利益は円安による為替差益の発生により5億1百万円（前年同四半期は3億1千4百万円の経常損失）と増加、四半期純利益は3億2千1百万円（前年同四半期は4億4千8百万円の四半期純損失）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

なお、売上高はセグメント間の内部売上高を含めており、セグメント利益はセグメント間取引消去及び本社部門負担の未来開発研究費用控除前の営業利益と調整を行っております。

① 電子部品関連事業

世界的な景気停滞傾向は継続しているものの、米国や日本などの回復基調にある市場のニーズを取り込んで家庭用電動工具向けのチャージャの売上が伸長したほか、太陽光発電などのエネルギー関連製品、環境ニーズに応えるLED用電源などが好調に推移いたしました。エコカー関連では一部得意先で生産調整局面がありましたが、顧客開拓により堅調な売上を確保いたしました。なお、電子部品関連事業では、厳しい市場環境が継続しても確実に収益を出せる体制を構築することを目指してグローバルに構造改革を実施し、2013年3月末に労務費負担の大きい日本・欧州等で人員削減を実施いたしました。しかし、海外法人分については12月決算のために、この効果は当第1四半期には反映されず、当事業全体としての収益面の回復は力強さを欠きました。

その結果、売上高は121億1千8百万円（前年同四半期比6.0%増）、セグメント損失は1億1千5百万円（前年同四半期は2億9千8百万円のセグメント損失）となりました。

② 電子化学実装関連事業

世界的に不透明な市場環境が継続する中で、成長が期待されるスマートフォンやタブレットPC関連市場でも一部で生産調整が行われる局面がありましたが、海外向けの半導体用ソルダーペーストや、車載関連市場の需要を底堅く取り込み、前年同四半期を上回る売り上げを確保いたしました。また、当第1四半期は為替が円安傾向で進行し、銅・銀などの原材料の相場が落ち着いて推移したことは、利益面での改善につながりました。なお、スマートフォンやタブレットPC関連市場は現在調整が終わり回復期に向かっております。これらの市場で使用されるフレキシブル基板用材料や、車載向け高機能材料の需要が今後高まると予想されるため、当社では埼玉県に所在する児玉工場敷地内に新工場を建設することを決定いたしました。2013年10月に完成、2014年4月に稼働を予定しております。一方、実装装置事業においては、世界的に設備投資需要が低調で、厳しい経営環境が継続しております。

その結果、売上高は51億5千3百万円（前年同四半期比6.0%増）、セグメント利益は6億9千2百万円（同79.9%増）となりました。

③ 情報機器関連事業

国内は新政権における各種政策による経済成長の期待感が高まっているものの、設備投資関連需要は未だ回復の兆しが遠く、放送機器関連においても、放送局各社の地上デジタル化対応が一段落してから、積極的な投資案件は少ない状況が継続しております。こうした状況に対し、当社グループ最高峰の音声処理の高速化と音質向上を両立させたデジタル音声卓の最新モデル“NT880”、及びこれと同じ音声処理システムを採用し、よりコンパクトなサーフェイスを実現した新製品”NT660”を市場投入し、国内外で拡販活動を進めております。また、ワイヤレス機器では、リモコンチャンネル設定型デジタルワイヤレスマイクや、リニューアルしたワイヤレスインターカムの拡販を進めております。

しかしながら市場環境は厳しく、売上高は3億円（前年同四半期比23.6%減）と低迷し、セグメント損失は1億5千8百万円（前年同四半期は1億5千6百万円のセグメント損失）となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

当社は、平成18年5月26日開催の取締役会において、企業価値、ひいては、株主の皆様の利益を確保し、または向上させる取り組みの一環として、大規模買付行為への対応方針（買取防衛策）を決議し、平成18年6月29日開催の定時株主総会に議案を上程し、承認可決されております。

大規模買付行為（特定株式保有者等（注1）の当社株券等（注2）の買付行為）に対する対応方針の概要は次のとおりであります。

詳細は当社ホームページ（<http://www.tamura-ss.co.jp>）にてご覧いただくことができます。

① 基本的な当社の考え方

当社は、証券取引所に上場する株式会社として、当社株式の売買は市場に委ねるものと考えており、特定株式保有者等による当社株式の買付けに応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する株主の皆様のご判断によるものと考えております。また、特定株式保有者等による経営への関与は、必ずしも企業価値を毀損するものではなく、それが当社の企業価値の拡大につながるものであれば何ら否定するものではありません。

当社は、グループとして、国内外に子会社、関連会社を合わせ40社強を有し、日本、アジア、米州および欧州の4つの地域に跨り、電子部品、電子化学実装、情報機器、その他各分野における商品の販売および製造を主な内容とした多岐に渡る事業展開を行っております。従いまして、当社の経営にあたっては、幅広いノウハウと豊富な経験、ならびに国内外の顧客・従業員および取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠です。

特定株式保有者等による当社株式の買付けが行われる場合に、株主の皆様に、短期間に、以上のような当社およびタムラグループの特性を踏まえた上での十分な情報を確保していただくこと、そして、それに基づき十分な分析を加えた上で特定株式保有者等による当社株式の買付けの妥当性をご判断いただくことが容易でない場合も想定しうると考えております。今後、当社の同意なく特定株式保有者等による当社株式を対象とする公開買付や当社株式の買集め等が行われた場合に、(i) 特定株式保有者等の目的等が株主の皆様の利益を損なうものであるか否か、(ii) 特定株式保有者等の買付けが株主の皆様に当社株式の売却を事実上強要する恐れがあるものであるか否か、(iii) 特定株式保有者等により株主の皆様に対し十分な情報の開示が行われているか否か等を検討するために必要な情報と時間を合理的に確保することは、当社の企業価値が毀損され、株主の皆様にとって不本意な形で不利益が生じることを未然に防止するために重要であると考えております。

② 大規模買付ルールの内容

当社が導入している大規模買付ルールとは、(i) 事前に特定株式保有者等が当社取締役会に対して必要且つ十分な情報を提供し、(ii) 当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。

具体的には、まず、特定株式保有者等には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様への判断および当社取締役会としての意見形成のために必要且つ十分な情報を提供していただきます。

大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された本必要情報はすべて特別委員会に提出されます。また、当社取締役会は、特別委員会の勧告・助言等を最大限尊重しつつ、本必要情報のうち、当社株主の皆様への判断のために必要であると認められる情報については、適切と判断する時点で開示します。

次に、当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、特定株式保有者等が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間として与えられるべきものと考えます。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとし、取締役会評価期間中、当社取締役会は特別委員会の勧告等を最大限尊重しながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、特定株式保有者等との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

特定株式保有者等が現れた場合、当社取締役会は、特別委員会が行う勧告等を最大限尊重した上で、当社株主の皆様への利益を守るために適切と考える方策を取ることになります。

③ 大規模買付行為が為された場合の対応方針

(a) 特定株式保有者等が大規模買付ルールを遵守した場合

特定株式保有者等が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、当社株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうと認められる場合（買収目的等からみて企業価値を損なうことが明白であるもの、買収に応じることを株主に強要する仕組みをとるもの、従業員、顧客、取引先などのステークホルダーの利益を損なう結果、企業価値を著しく損なうものなど）には、当社取締役会は当社株主の皆様への利益を守るために適切と考える方策を取ることがあります。当該大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうか否かの検討および判断については、その客観性および合理性を担保するため、当社取締役会は、特別委員会の勧告を尊重するものとし、

(b) 特定株式保有者等が大規模買付ルールを遵守しない場合

特定株式保有者等が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社および当社株主全体の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。具体的にいかなる手段を講じるかについては、特別委員会の勧告等を最大限尊重しながら、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。

④ 株主・投資家に与える影響等

(a) 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報、ならびに、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見および代替案等の提示を受ける機会を保証しています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となります。

(b) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

特定株式保有者等が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社および当社株主全体の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組上、当社株主の皆様（大規模買付ルールに違反した特定株式保有者等を除きます。）が格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、法令に従って適時適切な開示を行います。

⑤ 大規模買付ルールの有効期限および修正・廃止について

上記対応方針の導入は、平成18年6月29日の株主総会での承認をもって開始し、平成19年6月30日が有効期限となります。但し、有効期限の満了前であっても、(i) 当社の株主総会において上記対応方針を修正または廃止する旨の議案が承認された場合、または(ii) 当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により上記対応方針を修正または廃止する旨の決議が行われた場合には、修正または廃止されるものとします。有効期限までに上記対応方針の修正または廃止がなされない場合は、有効期限は自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。従って、上記対応方針については、株主の皆様のご意向に従ってこれを修正または廃止させることが可能です。

当社は、上記対応方針が修正または廃止された場合には、その旨を速やかにお知らせします。

(注1) 「特定株式保有者等」とは、当社の株券等の保有者、公開買付者または保有者且つ公開買付者である者であって、(i) 当該保有者が保有する当社の株券および当該保有者の共同保有者が保有する当社の株券等にかかる株券等保有割合の合計、(ii) 当該公開買付者が保有し若しくは保有することとなった当社の株券等および当該公開買付者の特別関係者が保有する当社の株券等にかかわる株券保有割合の合計、または、(iii) 当該保有者且つ公開買付者であるものが保有し若しくは保有することとなった当社の株券等および当該保有者且つ公開買付者である者の共同保有者ならびに当該保有者且つ公開買付者である者の特別関係者が保有する当社の株券等にかかる株券保有割合の合計のいずれかが、当社発行済株式総数の20%を超える者または超えると当社取締役会が認める者をいいます。

(注2) 「株券等」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。

(3) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、2億3千5百万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(4) 従業員数

当第1四半期連結累計期間において、連結会社又は提出会社の従業員数の著しい増減はありません。

(5) 生産、受注及び販売の実績

当第1四半期連結累計期間において、生産、受注及び販売実績の著しい変動はありません。

(6) 主要な設備

当第1四半期連結累計期間において、主要な設備の著しい変動及び主要な設備の前連結会計年度末における計画の著しい変動はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	252,000,000
計	252,000,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成25年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成25年8月9日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	82,771,473	82,771,473	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 1,000株
計	82,771,473	82,771,473	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
平成25年4月1日～ 平成25年6月30日	—	82,771	—	11,829	—	17,172

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成25年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成25年6月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 742,000	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 80,354,000	80,354	—
単元未満株式	普通株式 1,675,473	—	—
発行済株式総数	82,771,473	—	—
総株主の議決権	—	80,354	—

（注）「単元未満株式」欄の普通株式には、提出会社所有の自己株式572株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成25年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
（自己保有株式） ㈱タムラ製作所	東京都練馬区東大泉一丁目19番43号	742,000	—	742,000	0.90
計	—	742,000	—	742,000	0.90

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	10,104	9,514
受取手形及び売掛金	※1 20,096	※1 19,806
商品及び製品	3,881	4,743
仕掛品	1,714	1,816
原材料及び貯蔵品	5,727	6,188
繰延税金資産	402	282
その他	1,953	1,902
貸倒引当金	△104	△111
流動資産合計	43,775	44,143
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	15,400	15,763
減価償却累計額	△9,974	△10,186
建物及び構築物（純額）	5,425	5,577
機械装置及び運搬具	14,209	14,945
減価償却累計額	△11,093	△11,612
機械装置及び運搬具（純額）	3,116	3,333
工具、器具及び備品	8,393	8,597
減価償却累計額	△7,259	△7,408
工具、器具及び備品（純額）	1,134	1,188
土地	6,661	6,711
リース資産	1,937	1,736
減価償却累計額	△1,284	△1,153
リース資産（純額）	652	583
建設仮勘定	366	916
有形固定資産合計	17,356	18,311
無形固定資産		
のれん	622	620
リース資産	409	388
その他	444	454
無形固定資産合計	1,475	1,464
投資その他の資産		
投資有価証券	2,296	2,816
繰延税金資産	716	808
その他	1,104	1,242
貸倒引当金	△66	△66
投資その他の資産合計	4,050	4,800
固定資産合計	22,882	24,576
資産合計	66,658	68,719

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	10,669	10,873
短期借入金	7,660	4,876
1年内返済予定の長期借入金	6,056	7,309
リース債務	446	403
賞与引当金	774	395
役員賞与引当金	7	4
その他	4,075	3,488
流動負債合計	29,690	27,350
固定負債		
長期借入金	5,758	8,443
リース債務	836	773
退職給付引当金	1,749	1,865
その他	488	472
固定負債合計	8,832	11,553
負債合計	38,522	38,904
純資産の部		
株主資本		
資本金	11,829	11,829
資本剰余金	17,172	17,172
利益剰余金	1,471	1,848
自己株式	△278	△279
株主資本合計	30,195	30,571
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△9	135
繰延ヘッジ損益	△0	△0
為替換算調整勘定	△2,138	△1,046
その他の包括利益累計額合計	△2,148	△912
新株予約権	88	88
少数株主持分	—	66
純資産合計	28,135	29,814
負債純資産合計	66,658	68,719

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)
売上高	16,682	17,536
売上原価	12,592	12,809
売上総利益	4,089	4,726
販売費及び一般管理費	4,337	4,492
営業利益又は営業損失(△)	△247	233
営業外収益		
受取利息	4	8
受取配当金	16	37
為替差益	—	297
持分法による投資利益	8	3
その他	64	35
営業外収益合計	93	382
営業外費用		
支払利息	87	88
為替差損	44	—
その他	28	26
営業外費用合計	160	114
経常利益又は経常損失(△)	△314	501
特別利益		
固定資産売却益	0	3
特別利益合計	0	3
特別損失		
固定資産除売却損	9	4
特別退職金	—	28
その他	1	—
特別損失合計	11	32
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	△325	472
法人税、住民税及び事業税	99	145
法人税等調整額	23	△1
法人税等合計	123	144
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失(△)	△448	328
少数株主利益	—	6
四半期純利益又は四半期純損失(△)	△448	321

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失(△)	△448	328
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△113	144
繰延ヘッジ損益	5	△0
為替換算調整勘定	1,011	1,078
持分法適用会社に対する持分相当額	7	12
その他の包括利益合計	910	1,235
四半期包括利益	461	1,563
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	461	1,558
少数株主に係る四半期包括利益	—	5

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

(1) 連結の範囲の重要な変更

当第1四半期連結会計期間より、(株)韓国タムラ及びタムラマシナリータイランド(株)は重要性が増したため、連結の範囲に含めております。

(2) 持分法適用の範囲の重要な変更

該当事項はありません。

(四半期連結貸借対照表関係)

※1 四半期連結会計期間末日満期手形

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が四半期連結会計期間末日残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
受取手形	46百万円	36百万円

(四半期連結損益計算書関係)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
減価償却費	486百万円	507百万円
のれんの償却額	21	23

(株主資本等関係)

I 前第1四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月28日 定時株主総会	普通株式	246	3	平成24年3月31日	平成24年6月29日	利益剰余金

II 当第1四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年6月30日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他事業 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 3
	電子部品 関連事業	電子化学 実装関連 事業	情報機器 関連事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	11,431	4,857	393	16,682	—	16,682	—	16,682
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	2	—	2	167	169	△169	—
計	11,431	4,859	393	16,684	167	16,851	△169	16,682
セグメント利益又は 損失(△)	△298	385	△156	△69	11	△58	△189	△247

(注) 1. 「その他事業」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、運輸・倉庫業を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失の調整額△189百万円には、セグメント間取引消去8百万円及び各報告セグメントに配賦していない本社部門負担の未来開発研究費用△197百万円が含まれております。

3. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

II 当第1四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他事業 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 3
	電子部品 関連事業	電子化学 実装関連 事業	情報機器 関連事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	12,106	5,129	300	17,536	—	17,536	—	17,536
セグメント間の内部 売上高又は振替高	12	23	—	36	176	212	△212	—
計	12,118	5,153	300	17,572	176	17,748	△212	17,536
セグメント利益又は 損失(△)	△115	692	△158	419	14	433	△199	233

(注) 1. 「その他事業」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、運輸・倉庫業を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失の調整額△199百万円には、セグメント間取引消去10百万円及び各報告セグメントに配賦していない本社部門負担の未来開発研究費用△210百万円が含まれております。

3. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額(△)	△5円47銭	3円92銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額又は四半期純損失金額(△) (百万円)	△448	321
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額又は四半期純損失金額(△)(百万円)	△448	321
普通株式の期中平均株式数(千株)	82,014	82,027
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	—	3円90銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	—	330
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(注) 前第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年8月9日

株式会社タムラ製作所

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	秋山 賢一	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	飯畑 史朗	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	入江 秀雄	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社タムラ製作所の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社タムラ製作所及び連結子会社の平成25年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。